

## 広告掲載申込書

一般財団法人北九州市教職員互助会 御中

一般財団法人北九州市教職員互助会ホームページ広告掲載要綱の内容を理解した上で、一般財団法人北九州市教職員互助会公式ホームページの、「WEB 広告」に以下のとおり広告掲載を申し込みます。

記

1 掲載希望箇所 別紙1～別紙3を参考に記入してください。

※抽選になる場合がありますので希望順位を記入してください。

1つ希望の場合はご希望の枠の希望順位に1とご記入ください

掲載希望箇所 掲載期間	料 金	募集 枠数	備 考 ※①は金額を記入	希望順位
① バナー広告 大 別紙1参照 令和8年4月1日～令和9年3月31日	100,000円(税別)	1	左記以上の希望額 円(税別) ※最高額で決定。	
② バナー広告 中 別紙2参照 令和8年4月1日～令和9年3月31日	60,000円(税別)	4	募集枠数を超えて応募があ った場合、抽選。	
③ バナー広告 小 別紙3参照 令和8年4月1日～令和9年3月31日	25,000円(税別)	10	募集枠数を超えて応募があ った場合、抽選。	
④ NEWS広告 別紙2参照 令和8年4月掲載	3,000円(税別)	7	募集枠数を超えて応募があ った場合、抽選。	
⑤ NEWS広告 別紙2参照 令和8年5月掲載	3,000円(税別)	7	募集枠数を超えて応募があ った場合、抽選。	
⑥ NEWS広告 別紙2参照 令和8年6月掲載	3,000円(税別)	7	募集枠数を超えて応募があ った場合、抽選。	
⑦ NEWS広告 別紙2参照 令和8年7月掲載	3,000円(税別)	7	募集枠数を超えて応募があ った場合、抽選。	
⑧ NEWS広告 別紙2参照 令和8年8月掲載	3,000円(税別)	7	募集枠数を超えて応募があ った場合、抽選。	

2 申込締切日 令和8年2月27日（金）必着

決定通知：電子メールで3月3日（火）にお知らせします。

3 掲載開始日 令和8年4月 1日（水）

〒

住 所 \_\_\_\_\_

社名（施設名）\_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

E-Mail \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

## 一般財団法人北九州市教職員互助会ホームページ広告募集要領

### 広告の募集内容について

名 称	北九州市教職員互助会ホームページ URL : <a href="https://kitakyu-kyogo.or.jp/">https://kitakyu-kyogo.or.jp/</a>
アクセス件数等	アクセス件数約 6,000 件／月 (令和 7 年 4 月～令和 7 年 12 月までの平均値であり、 上記期間のアクセス件数を保証するものではありません。)
広告掲載場所	トップページ (固定)
広告掲載枠数	【応募が定数枠を超えた場合は抽選により決定します】 バナー大 1 枠 ※バナー大のみ提示最高額で決定 バナー中上段 2 枠 バナー中下段 2 枠 バナー小 10 枠 ※掲載位置は指定できません NEWS 広告 1 ～ (最大 7 箇所) ※テキスト形式の広告 30 文字程度→別ページへ詳細リンク
バナー掲載期間 (1年間)	令和 8 年 4 月 1 日 9:00 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで (ただし表示切り替えは翌日の 9:00)
NEWS 広告掲載期間 (1箇月間)	掲載月の 1 日から 1 箇月間 令和 8 年 4 月 1 日から掲載分 0:00 から 4 月 30 日 23:59 まで。 以降掲載希望月の 1 日 0:00～希望月末 23:59
広告掲載単位	バナー大 1 枠 1 年単位 バナー中 上段 2 枠 1 年単位 バナー中 下段 2 枠 1 年単位 バナー小 10 枠 1 年単位 NEWS 広告 7 箇所 1 箇月単位

※掲載箇所の確認は別紙 TOP ページ見本でご確認ください。

画像動作イメージ（カラー）は右記、当会の公式ホームページ

QR コード（スマートフォン閲覧用）からご確認ください。

（パソコン用下記アドレス <https://kitakyu-kyogo.or.jp/> 参照。）



#### （1）掲載料の支払い納入期限

バナー広告：請求書発行後、指定の期日までに納入。

NEWS 広告：月末締め翌月 10 日請求書発行（10 日が土日祝日の場合は前営業日）。

請求書発行月末（広告掲載予定日前日）までに納入。

※年末年始・休日等、営業日が不確定な場合は、こちらから納入期限をご案内します。

（2）お申し込み後に期間途中で掲載を取り止めた場合でも、掲載枠を確保しているため、当該期間末までの掲載料はいただきます。支払い済みの掲載料については返還いたしません。

（3）サーバメンテナンス等により、システムが停止する期間は、掲載期間に含むものいたします。

#### (4) セールスポイント

- ・北九州市立公立学校教職員約5千名が加盟する福利厚生団体です。
- ・スマートフォン・タブレット対応にもなっており、情報端末によってレイアウトが変わるために、広告の視認性は高くなっています。
- ・各種手続きから・健康管理・事業のお申込みに関するここまで、魅力ある事業情報や会報紙の情報を網羅的に掲載しています。また、北九州市教育委員会と連携しインカラシステムにもリンクがあるため教職員個々の端末からアクセスしやすくなっています。

### 広告の規格について

#### バナー広告 大

サイズ パソコン 横 1000px×縦 200px、スマホ 800px×縦 400px／1 枠  
※パソコン用とスマホ用の二つのバナーが必要です  
データ形式（拡張子）など 「G I F」または「J P G」または「P N G」  
データ容量 1 バナーにつき 200 K B以内  
リンク URL が必要

#### バナー広告 中

サイズ パソコン 横 490px×縦 180px、スマホ 800px×縦 200px／1 枠  
※パソコン用とスマホ用の二つのバナーが必要です  
データ形式（拡張子）など 「G I F」または「J P G」または「P N G」  
データ容量 1 バナーにつき 200 K B以内  
リンク URL が必要

#### バナー広告 小

サイズ パソコン・スマホ共通 横 192px×縦 72px／1 枠  
データ形式（拡張子）など 「G I F」または「J P G」または「P N G」  
データ容量 1 バナーにつき 30 K B以内  
リンク URL が必要

#### News広告

サイズ（※掲載を希望される際に、ご相談ください。）  
文字データ表示あり。  
リンク URL あり。  
PDFのみの表示可。  
公開期限設定あり。

- (1) 広告バナーファイルの作成に際しては、ウェブアクセシビリティにかかる JIS 基準（JIS X 8341-3:2016）の AA に準拠してください。特に文字と背景のコントラスト比の確保やアニメーション GIF の使用（5秒以内で停止）等に注意してください。
- (2) バナー広告のリンク先から、当会のリンク元ページにブラウザの「戻る」ボタンで戻れないような細工が施されているものは不可とします。
- (3) alt 属性は、alt 属性としての用途を著しく逸脱しないこと、画像の内容やリンク先を説明するものであること、会社名や施設名、店舗名などを表示することとします。また、バナー画像の中に含まれている文字を使う場合は、テキストの長さは全体として適切な長さにしてください。

### 広告掲載について

- ・当会の社会的な信頼性および公平性を損なうおそれのある業種及び事業者については掲載不可とする場合があります。
- ・広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。
- ・各種法令に違反していると誤解を招くおそれのある表現をしているものなどについては、修正を依頼することができます。

## 申し込みについて

### 【申込対象条件】

- ・申込対象者は広告主（代理人不可。※委託等含む。）であること。
- ・一般財団法人北九州市教職員互助会ホームページ広告掲載要綱第3条（別紙参照）に該当しないものであること。
- ・一般財団法人北九州市教職員互助会と取引関係にあるもの、または過去取引関係にあったものであること。（経営形態等変わっているものは要相談。）

### 【申込方法と必要書類】

「広告掲載申込書」に必要事項を記入の上、下記申し込み・問い合わせ先へ、郵送または「広告掲載申込書」をPDFでメールに添付してお送り下さい。

1 枠の申し込みにつき 1 枚の申込書が必要です。

※バナー広告の重複申込は出来ません。大・中・小のいずれか 1 枠のみの掲載となります。

例) バナー広告小と NEWS 広告両方をお申込み希望の場合は後日確定後お送りする正式なお申込書が各々必要です。

NEWS 広告で連続して数か月お申込み希望の場合も、1箇月ごとにお申込書が必要です。月末で締め切りし、お申込み応募の多い場合は抽選になります。

※3箇月連続して掲載希望し、以下のとおり連続掲載ができない場合もございますのであらかじめご了承ください。

例) **4月抽選なし掲載可→5月抽選により掲載不可→6月抽選により掲載可**

※直接入力可能な申込書様式データを希望の場合は下記担当者へ「広告掲載申込書送付希望」と、電子メールでお知らせください。返信にてデータ文書を添付します。

### 【申し込み締め切り】バナー広告：令和8年2月27日(金)

NEWS 広告：毎月末締め切り。※掲載開始日の1箇月前

令和8年4月掲載分は**令和8年2月27日(金)**  
(締切日が土日祝日にあたる場合はその前営業日)

### 【データ入稿締め切り】入稿期限：掲載開始日の2週間前

※ ホームページは、現在のレイアウト・デザインから一部変更される可能性があります。  
予めご了承願います。（広告枠は除く）。

### 【申し込み・問い合わせ先】

一般財団法人北九州市教職員互助会 担当：福山  
〒802-0075  
福岡県北九州市小倉北区昭和町16-1  
TEL093-941-5897 FAX093-941-5802  
Mail fukuyama@kitakyu-kyogo.or.jp  
URL <https://kitakyu-kyogo.or.jp/>

## 一般財団法人北九州市教職員互助会ホームページ広告掲載要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人北九州市教職員互助会（以下「互助会」という。）が管理するホームページに掲載する広告の取扱いについて、団体生命保険等収益事業規程第5条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 互助会ホームページ 互助会が管理するホームページをいう。
- (2) バナー広告 互助会ホームページのバナー広告欄に文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。
- (3) NEWS広告 互助会ホームページのNEWS広告欄に文字で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

### (広告掲載の基準)

第3条 互助会ホームページに掲載する広告は、互助会ホームページとしての品位及び信頼性を損なうことのないものとし、掲載内容及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容が次の各号のいずれかに該当するものは掲載しないものとする。

- (1) 法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 政治性又は宗教性があるもの
- (3) 意見広告及び名刺広告又はこれに準じるもの
- (4) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (5) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (6) 第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれがあるもの
- (8) その他掲載する広告として適切でないと理事長が認めるもの

### (広告の掲載位置等)

第4条 広告について、次の各号に掲げる事項は、別に定める。

- (1) 広告を掲載する位置及び枠数
- (2) 広告の規格

### (暴力団の排除)

第5条 広告主は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、第3号において「暴力団」という。）又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

- (2) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
  - (3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの
- (広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、一般財団法人北九州市教職員互助会ホームページ広告募集要領のとおりとする。

- 2 広告を掲載する開始日は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。
- 3 広告を掲載する終了日は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

(広告掲載の申し込み)

第7条 広告の掲載を希望する者は、広告掲載申込書等に、必要事項を記入のうえ互助会に広告の掲載を申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 互助会は、第3条及び第5条の規定に基づく審査を行い、広告掲載の可否を決定する。

- 2 互助会は、前項の規定により掲載する広告を決定したときは、その旨を広告主に通知する。

(広告内容の変更)

第9条 互助会は、広告の内容又はリンク先ホームページの内容等が、各種法令等に違反している、若しくはおそれがある、又はこの要綱等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第10条 互助会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告等を行わずに、直ちに広告掲載の決定を取り消し、又は広告を削除し、若しくは広告掲載を一部中止することができる。

- (1) 指定する期日までに広告料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき
- (4) その他、互助会ホームページへの広告掲載が適切でないとき

(広告掲載の取り下げ)

第10条 広告主は、自己の都合により、互助会ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により互助会に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納入済みの広告料は返還しない。

(広告料の返還)

第12条 広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納入済みの広告料を返還する。

2 前項の規定により返還する広告料は、掲載を取り消した月以降の納入済み月額の総額とする。

3 第1項の規定により返還する広告料には利子を付さない。

(リンク先の変更)

第13条 広告主は、リンク先のURLを変更することができる。

2 広告主は、広告のリンク先のURLを変更するときは、変更しようとする日の2週間前までに当会に届け出ることとする。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、バナー広告、NEWS広告及びそれらのリンク先のホームページの内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(その他)

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

#### 附 則

令和5年10月1日一部改正。令和5年10月1日から施行する。